

医療費控除の明細書の書き方

医療費控除を申告するかたは、事前に、ご自身で「医療費控除の明細書」を作成してください。

年分 医療費控除の明細書

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を提示又は添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されているものとします。

⑤ (4)の列の金額に対し、保険などによる補てんがある場合は(5)の列に記入する。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
168,000円	123,000円	75,000円

◆医療費通知を利用する場合

- 医療費通知に記載された**医療費控除対象の額**(個人負担の額)を記入する。
- 個人が、その年に実際に負担した**医療費控除対象の額**を記入する。
- (2)に対して生命保険など、医療費に対する給付金を受領している場合は、合計額を記入する。

※注意点

- 医療費通知の額を記載した場合は、**医療費通知の原本**を添付してください。
- 医療費通知は年の途中までの医療費しか記載されていないので、ご注意ください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
館林 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診察・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	178,000円	35,000円
館林 太郎	△△薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診察・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	15,000円	
館林 太郎	××ドラッグストア	<input checked="" type="checkbox"/> 診察・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	2,590円	
館林 花子	●●医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診察・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	7,200円	
館林 次郎	介護老人施設▲▲荘	<input checked="" type="checkbox"/> 診察・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	148,900円	
合計			351,690円	35,000円
医療費控除額(A - B)			474,690円	110,000円

①② 個人が負担した医療費の額を個人別及び医療機関等別に記入する。

④ 個人が負担した医療費の額を個人別及び医療機関等別に(4)に記入する。

③ (3)の該当する口の中をチェックする。

◆領収書から記載する場合

【事前準備手順】

明細書に記入する前に以下の作業を行う。

- 医療費の領収書を個人別に仕分ける。
- 個人別に仕分けた領収書を、さらに支払った医療機関等別に仕分ける。
- 個人別および医療機関等別に仕分けた領収書それぞれの合計額を計算する。

【明細書への記載手順】

- 医療費を負担した個人名を(1)に記入する。
- 個人が医療費を支払った医療機関を(2)に記入する。
- (3)の該当する口の中をチェックする。
- 個人が負担した医療費の額を個人別及び医療機関等別に(4)に記入する。
- (4)の列の金額に対し、保険などによる補てんがある場合は(5)の列に記入する。

※注意点

- 申告の際、領収書の提出は不要です。
- 医療費通知で記載したものを二重で記入することはできません。

3 控除額の計算

支払った医療費(合計)	474,690
保険金などで補填される金額	110,000
差引金額(回-回)	364,690
所得金額の合計額	3,560,000
×0.05	178,000
10万円以上のいずれか少ない方の金額	100,000
医療費控除額(回-回)	264,690

- A
- B
- C
- D
- E
- F

支払った医療費等	474,690円	保険金などで補填される金額	110,000円
----------	----------	---------------	----------

【住民税申告書】



◆控除額の計算

- A、Bの金額をそれぞれ「3 控除額の計算」に転記する。
- Aの金額を申告書表面の②医療費控除欄の「支払った医療費等」へ、Bの金額を「保険金などで補填される金額」へそれぞれ転記する。
- 申告書の⑨合計所得の金額を「3 控除額の計算」のDに転記する。
なお、次の場合にそれぞれ次の金額を加算する。
・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額(特別控除前の金額)
- 「3 控除額の計算」より、医療費控除額を求め、申告書表面の⑦医療費控除へ転記する。

医療費控除	264,690
-------	---------